

九、團結を破る裏切者に對し民事上の責任を課すること
一〇、軍人軍屬及頭腦労働者に對し労働者同様團結權を認めること

實行方法

- (1) 組合本部をして全労働組合並に無産階級と協力して組合法獲得の一大闘争を展開すること
- (2) 闘争の詳細は無産團體會議に於いて決定すること

(ロ) 失業保険制定に關する件

提案説明 大阪金屬労働組合

(本部案)

主 文

資本家的經濟組織の搾取の犠牲となれる失業者に最低生活を保證するために失業保險法の即時制定を要求するものなり。

理 由

大戦後の恐慌は益々深刻なる度を深め今や不景氣は全世界を襲つてゐる。
資本主義の内的矛盾はその最後の段階としての帝國主義

へ進まされた。日本に於ける緊縮政策、金解禁等々は帝國主義經濟政策たる金融寡頭政治である。これ等の具體的結果は彼等の利潤率低下を急テンポにならしめると共に中以下の小工業者を没落せしめ、産業合理化による失業者と相列んで洪水の如く街頭に投げ出される。そしてプロレタリアは生活を根柢から覆されつゝある。

これ等の失業者は一度職を失ふや彼等は再び職を得ることが困難となる。生活は急迫して來る、そこへ支配階級の反動的政策が巧妙につけ入る。實に失業せるプロレタリアはその危機を眼前にもつ。

吾等は斯る失業者を組織し、結果して闘争に依つて失業者の生活の保護を闘ひ取ることが出来る。吾等は、この失業者を緊急的に救済する一つの方策として失業保險法の即時制定を要求し、左に掲げる條項を基礎として本法の制定實行をなさしめる爲に本大會に提出したる所以である。吾等は本法獲得のため決死的闘争を展開せねばならぬ。

要 項

- (1) 經營並に組織
 - 一、強行加入制とし國家が經營すること
 - 二、六大都市に於いては國家の委託を受けて經營すること
 - 三、を得

三、國家、労働者、資本家より成る委員會を常設機關として設置すること

四、委員の選出は國家、資本家より半數、労働者より半數とし組合より選出すること

五、委員會の権限は帝國議會に次ぐものとす。

(2) 保險料の負擔額

(一) 資本家 四・五 政府四・五 労働者一・〇〇

(2) 加入の範圍

一、筋肉、非筋肉を問はず十六歳以上の一般被傭労働者を加入すること

二、年収額五千圓以上の労働者は除外すること

(4) 給付の法定資力者

一、失業者が勞務に服する能力を有し、且つこれを志望するもの

二、失業者にして失業登録をなしたるもの

三、失業者が就職を拒絶するも資格者たる場合

イ、通常賃銀を支拂はざる場合

ロ、提供された仕事に彼の従來の熟練又は體力に相應しない場合

ハ、提供された地位が彼の身心の健康を害し又は彼の家庭の必要を適當に満すことを妨げる如き場合

ニ、職業口がストライキ輸出等の結果空位となつた場

合

(5) 給付請求權喪失及制限

一、刑務所に在監中 二、一時的永續的國外に居住する者

(6) 給付期間及給付額

一、給付期限は十八箇月とす

二、深刻なる永續的失業期に於いては委員會に於て永續することを得

三、給付額は左の段階により給付すること

イ、一圓五十錢以下八五% ロ、二圓以下八〇%

ハ、二圓五十錢以下七五% ニ、三圓以下七〇%

ホ、三圓五十錢以下六五% ヘ、三圓五錢以上六〇%

ト、右の手當以外に家族の状態に依つて家族手當を支給すること

四、算定は失業前の實働日數を以つて全収入を割つた金額を一日の収入とす。

五、家族と共に居住する以外の地に職を得た場合は旅費その他の費用を支給すること

(7) 給付金の取扱者

一、労働組合 二、公立職業紹介所

(8) 保險給付金は現金とすること

國家の保險金に關する財源